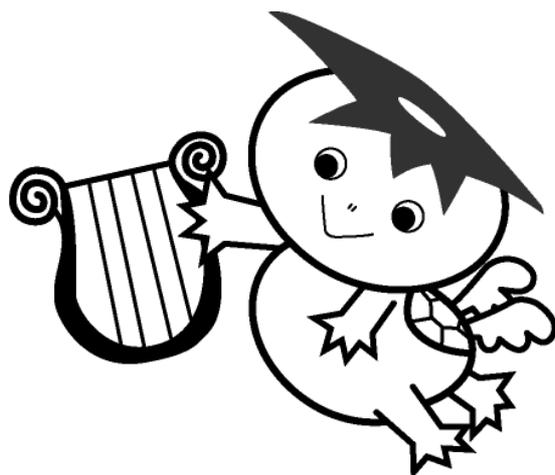


久米南町男女共同参画基本計画

## 第3次

# くめなん男女共同参画社会 推進プラン



“つくろう！ 一人ひとりが輝き 互いに思いやるまち くめなん”

令和4年3月

久米南町

# 目 次

## 第1章 概 要

1 趣 旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 期 間	2

## 第2章 背 景

1 世界の取り組み	3
2 日本の取り組み	4
3 岡山県の取り組み	5
4 久米南町の取り組み	5

## 第3章 基本的な考え方

1 基本理念	6
2 基本目標	7
3 体 系 図	8

## 第4章 内 容

### 基本目標Ⅰ すべての人の男女平等・共同参画に対する 意識づくり

重点目標1：男女共同参画の促進に向けた意識の見直し	9
重点目標2：男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	13

### 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現へ取り組む 仕組みづくり

重点目標3：政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	16
重点目標4：仕事・家庭・地域社会における調和の促進	20

### 基本目標Ⅲ すべての人が安心して暮らせる社会の 環境づくり

重点目標5：男女間におけるあらゆる暴力の根絶	25
------------------------	----

## 第5章 推進体制

1 庁舎内の推進体制	28
2 町民・事業者等との連携	28
3 久米南町男女共同参画社会推進条例の浸透	29
4 関係機関との連携	29
5 推進体制の概要図	29

## 第6章 参考資料

1 用語解説	31
2 関係法令等	35



# 第 1 章 概 要

## 1 趣 旨

本町では全ての人が多様な生き方や価値観が認められる男女共同参画によるまちづくりを実践するため、平成23年3月に基本的な方針を示した「くめなん男女共同参画社会推進プラン」を策定しました。

その後、平成28年度からの「第2次くめなん男女共同参画社会推進プラン」では新たに女性活躍の推進などにも重点を置き、この計画を基に「一人ひとりが輝き 互いに思いやるまち くめなん」の実現を目指してきました。

男女共同参画社会実現への意識は確実に広がりを見せているものの、社会制度・慣行など、性別による固定的な役割分担意識が依然として残っているものも見受けられ、DV や性暴力等のあらゆる暴力の根絶や、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進など、多くの課題が残されています。

このような状況のもと、これまでの成果を継承しつつ、引き続き取り組むべき課題や、社会情勢の変化から生じた新たな課題に対応するため、「第3次くめなん男女共同参画社会推進プラン」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項および久米南町男女共同参画社会推進条例第8条に基づく男女共同参画推進のための総合的な計画です。

また、本計画の一部を「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項に基づく「久米南町DV防止基本計画」と、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条第2項に基づく「久米南町女性職業生活活躍推進計画」と位置づけます。

### 3 期 間

この計画は、令和4年度を初年度とし、令和8年度末までの5か年計画とします。

また、社会情勢等の変化を考慮し、必要に応じ見直しを行うものです。

#### ☆ 男 女 共 同 参 画 と は

男女共同参画とは、私たちが持っている「男らしさ」「女らしさ」についてのイメージや意識・考え方にとらわれずに、私たち一人ひとりの基本的人権が尊重され、すべての人が自らの個性と能力を十分に発揮し、「平等」に扱われるべきである、という考え方です。

日本では、内閣府の中に、「男女共同参画局」が設置され、国レベルで男女平等な社会の実現を目指しています。

また、男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことを指します。

## 第 2 章 背 景

### 1 世界の取り組み

期 日	内 容
1975年(昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メキシコシティで開催された国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)で、「女性の地位向上のための世界行動計画」採択 ※翌年から10年間を「国連婦人の10年」と定め、「平等、発展、平和」を目標に各国で女性の地位向上を目指した活動が展開された。</li> </ul>
1979年(昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国連第34回総会において「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>
1985年(昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ナイロビ世界女性会議で「国連婦人の10年」－平等、発展、平和のための評価</li> <li>● 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>
1995年(平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第4回世界女性会議で「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>
2000年(平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国連特別総会「女性2000年会議」で、「政治宣言」、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」採択</li> </ul>
2010年(平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「国連婦人の地位委員会(北京+15)」が開催</li> </ul>
2011年(平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● UN Women正式発足</li> </ul>
2015年(平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「国連婦人の地位委員会(北京+20)」が開催</li> <li>● 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され「持続可能な開発目標(SDGs)」において、すべての女性と女児のエンパワメントを図る「ジェンダー平等を実現」などの目標が定められた。</li> </ul>

## 2 日本の取り組み

期 日	内 容
1975年(昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国際婦人年」を契機に、総理府に婦人問題企画推進本部設置</li> <li>● 婦人問題企画推進本部会議 開催</li> </ul>
1977年(昭和52年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国内行動計画」策定</li> </ul>
1985年(昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国籍法」改正</li> <li>●「男女雇用機会均等法」公布</li> <li>●「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>
1994年(平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進本部」設置</li> </ul>
1999年(平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画社会基本法」制定</li> </ul>
2000年(平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>
2001年(平成13年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中央省庁の改革で内閣府に「男女共同参画局」設置</li> <li>●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)制定</li> </ul>
2004年(平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針 策定</li> </ul>
2005年(平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定</li> </ul>
2006年(平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女雇用機会均等法」の改正</li> </ul>
2007年(平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」及び「パートタイム労働法」改正</li> <li>●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>
2009年(平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「育児・介護休業法」改正</li> <li>● DV被害者支援として「DV相談ナビ」がスタート</li> </ul>
2010年(平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第3次男女共同参画基本計画」の策定</li> </ul>
2013年(平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」改正</li> </ul>
2015年(平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布</li> <li>●「第4次男女共同参画基本計画」の策定</li> </ul>
2016年(平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」改正</li> </ul>
2018年(平成30年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立</li> </ul>
2019年(令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性活躍・ハラスメント規制法」成立</li> <li>●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正</li> </ul>
2020年(令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第5次男女共同参画基本計画」</li> </ul>

### 3 岡山県の取り組み

期 日	内 容
1991年(平成3年)	●「第4次岡山県総合福祉計画」に「女性」が項目として設けられた。
1996年(平成8年)	●「男女共同参画社会の実現をめざして」策定
1997年(平成9年)	●「男女共同参画推進本部」設置
1999年(平成11年)	●「岡山県男女共同参画推進センター(ウィズセンター)」開設
2001年(平成13年)	●「おかやまウィズプラン21」策定 ●「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」制定
2006年(平成18年)	●「新おかやまウィズプラン21」策定
2008年(平成20年)	●「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定 ●岡山県男女共同参画推進センターを岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館へ移転
2011年(平成23年)	●「第3次おかやまウィズプラン」策定
2014年(平成26年)	●岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画改定
2016年(平成27年)	●「第4次おかやまウィズプラン」及び「岡山県女性活躍推進計画」策定
2021年(令和3年)	●「第5次おかやまウィズプラン」及び「岡山県女性活躍推進計画」策定 ●「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定

### 4 久米南町の取り組み

期 日	内 容
2002年(平成14年)	●「第4次久米南町振興計画」振興構想において「男女共同参画の推進」を明記
2010年(平成22年)	●久米南町男女共同参画社会推進本部及び作業部会設置 ●「男女共同参画に関する意識調査」実施 ●久米南町男女共同参画社会推進委員会設置
2011年(平成23年)	●男女共同参画社会推進計画(くめなん男女共同参画社会推進プラン)を策定
2016年(平成28年)	●第2次くめなん男女共同参画社会推進プランを策定
2021年(令和3年)	●第3次くめなん男女共同参画社会推進プランを策定

## 第3章 基本的な考え方

### 1 基本理念

この計画は、次の6つを基本理念とします。

(久米南町男女共同参画社会推進条例より)

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けなく、男女が社会のあらゆる分野においてそれぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保され、その他男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担などに基づく社会制度及び慣行が、男女の社会における活動の選択に対して、影響を及ぼすことのないようにされること。

(3) 男女が社会の構成員として、対等に社会のあらゆる分野の様々な施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活における活動と職業その他の社会のあらゆる分野における活動と両立することができること。

(5) 男女がお互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、対等な関係のもと、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスが個人の尊厳を侵すという人権侵害であることを認識し、その根絶を目指すこと。

## 2 基本目標

### 基本目標Ⅰ：すべての人の男女平等・共同参画に対する

#### 意識づくり

男女が性別にとらわれず、共に様々な活動に参画できるように、男女共同参画社会実現の障害となっている社会制度や、ならわしの見直しを行い、また、男女共同参画の視点に立って家庭や地域、学校で教育し、また実践することによって、男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発を図ります。

### 基本目標Ⅱ：男女共同参画社会の実現に取り組む

#### 仕組みづくり

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に責任を担うことができる社会を作るため、政策や方針を決定する過程に女性が参画する機会が増えるよう促進し、働くことを希望する女性がその希望に応じた働き方を実現できるよう取り組んでいくよう努めます。

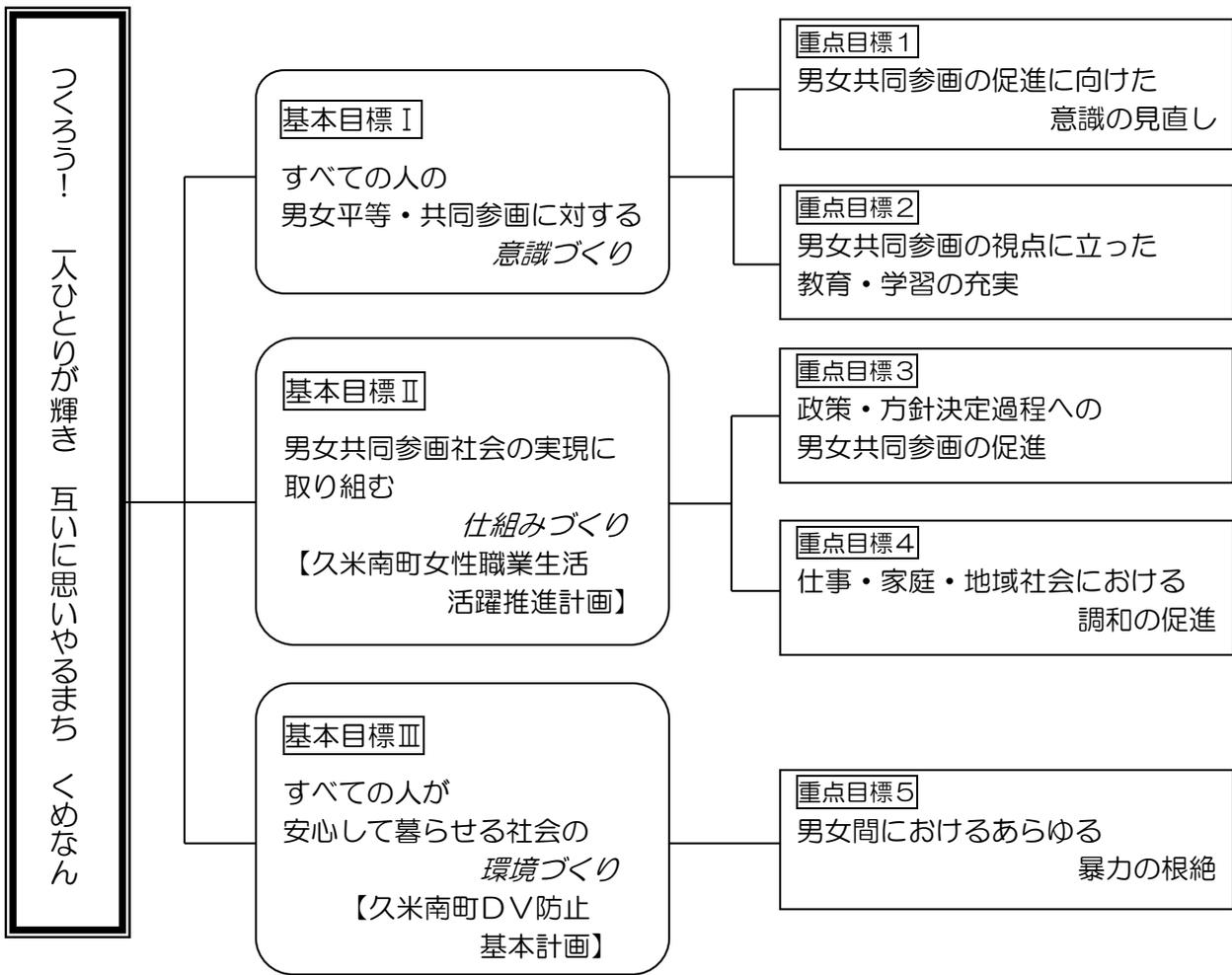
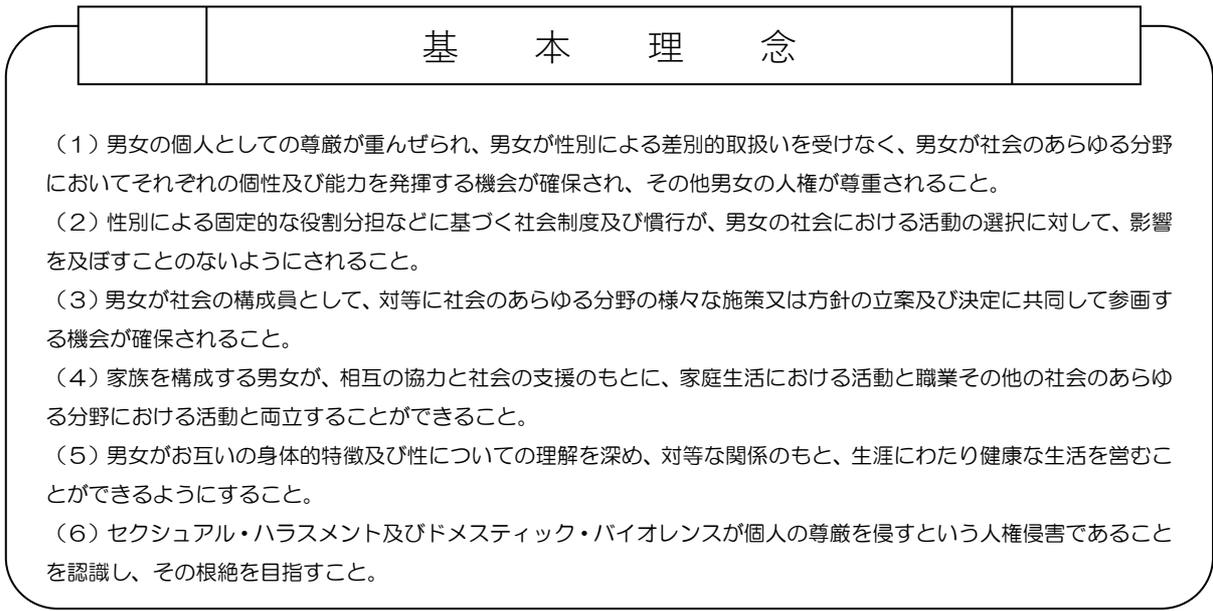
また、急速な人口減少局面における将来の労働者不足の懸念や、人材の多様性の確保に対応するため、早急に女性の活躍推進が求められていることから、基本目標Ⅱを「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく【久米南町女性職業生活推進計画】として位置づけます。

### 基本目標Ⅲ：すべての人が安心して暮らせる社会の

#### 環境づくり

男女が生涯にわたり安心して暮らせる社会の実現のため、男女間のあらゆる差別・暴力の根絶に向けた取り組みや性と生殖に関する健康と権利が尊重される社会づくりに努め、基本目標Ⅲを「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項に基づく「久米南町DV防止基本計画」と位置づけます。

### 3 体系図



## 第4章 内 容

### 基本目標Ⅰ

すべての人の男女平等・共同参画に対する

**意識づくり**

### 重点目標1：男女共同参画の促進に向けた意識の見直し

#### 【現状と課題】

令和3年に郵送による無作為抽出で行った『男女共同参画に関する意識調査』（以後「アンケート」と表記）の中で、『男は仕事、女は家庭』という考え方について、あなたはどのように考えているかという質問において、第1位が「反対」(39.7%)、次いで「どちらかといえば反対」(28.2%)となっており、あわせて67.9%となっています。

一方、「賛成」が1.3%となっており、「どちらかといえば賛成」(7.7%)とあわせて9.0%という結果がでました。(図1-①)平成22年に行った調査では、同様の質問において第1位が「どちらかといえば反対」(37.2%)、次いで「どちらかといえば賛成」(25.6%)、「反対」(22.8%)、「賛成」(5.8%)となっていたことから、この10年間で賛成派が大きく数を減らし、反対派は微増であるものの「反対」と「どちらかといえば反対」の割合が逆転しており、より強く反対の意思を示しているものと思われます。

また、男性の子育てや家事への参加については、第1位が「積極的に参加すべき」(48.2%)、次いで「どちらかといえば積極的に参加すべき」(33.8%)となっており、あわせて82.0%となっています。(図1-②)

前回調査と比較すると「積極的に参加すべき」では12.2ポイント増加している一方、「どちらかといえば積極的に参加すべき」では12.9ポイントと減少しており、二つを合わせた数としてはほぼ同数となっており、より積極的に参加すべきと考える

方が増えている一方、根強く男性の子育て・家事等への参加に対して賛成の意思を示さない層があることを示しています。

「男性と女性が共に子育てや家事へ積極的に参加していくためにどのようなことが必要か」という質問に対しては、第1位が「夫婦間で分担について十分に話し合うこと」(37.9%)、第2位が「社会通念、慣習、しきたりを改めること」(32.3%)、第3位が「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」(30.3%)などの順となっています。

各家庭で十分に話し合うことが大切であることとともに、地域などの慣習等や労働環境の改善、社会全体のシステムについて、男女が共同して家庭をつくりやすくする環境整備が求められています。(図 1-③)

図 1-① 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

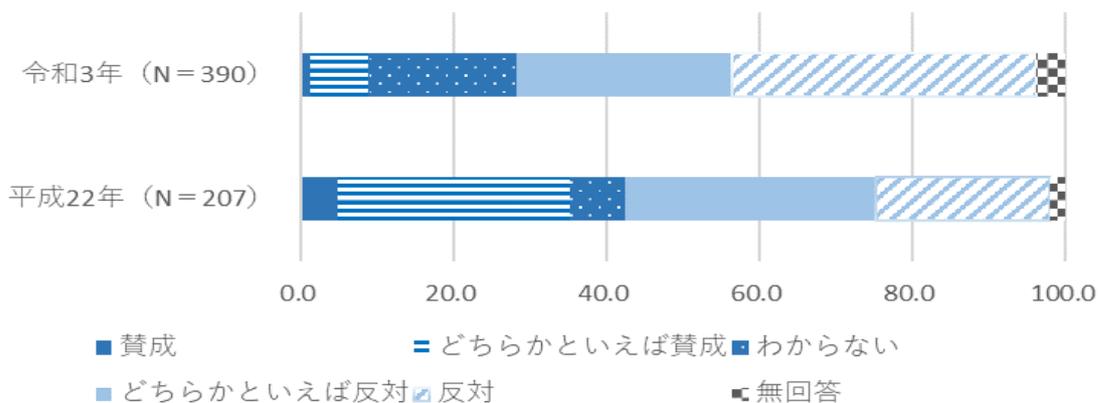


図 1-② 男性が子育て・家事等へ参加することについて

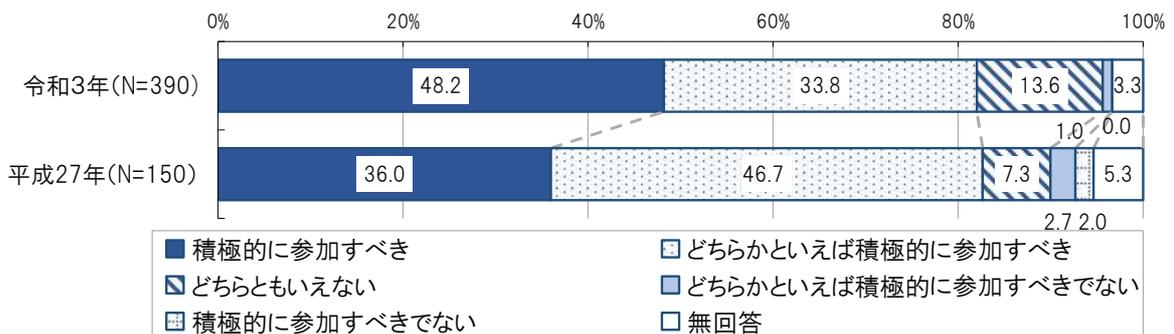
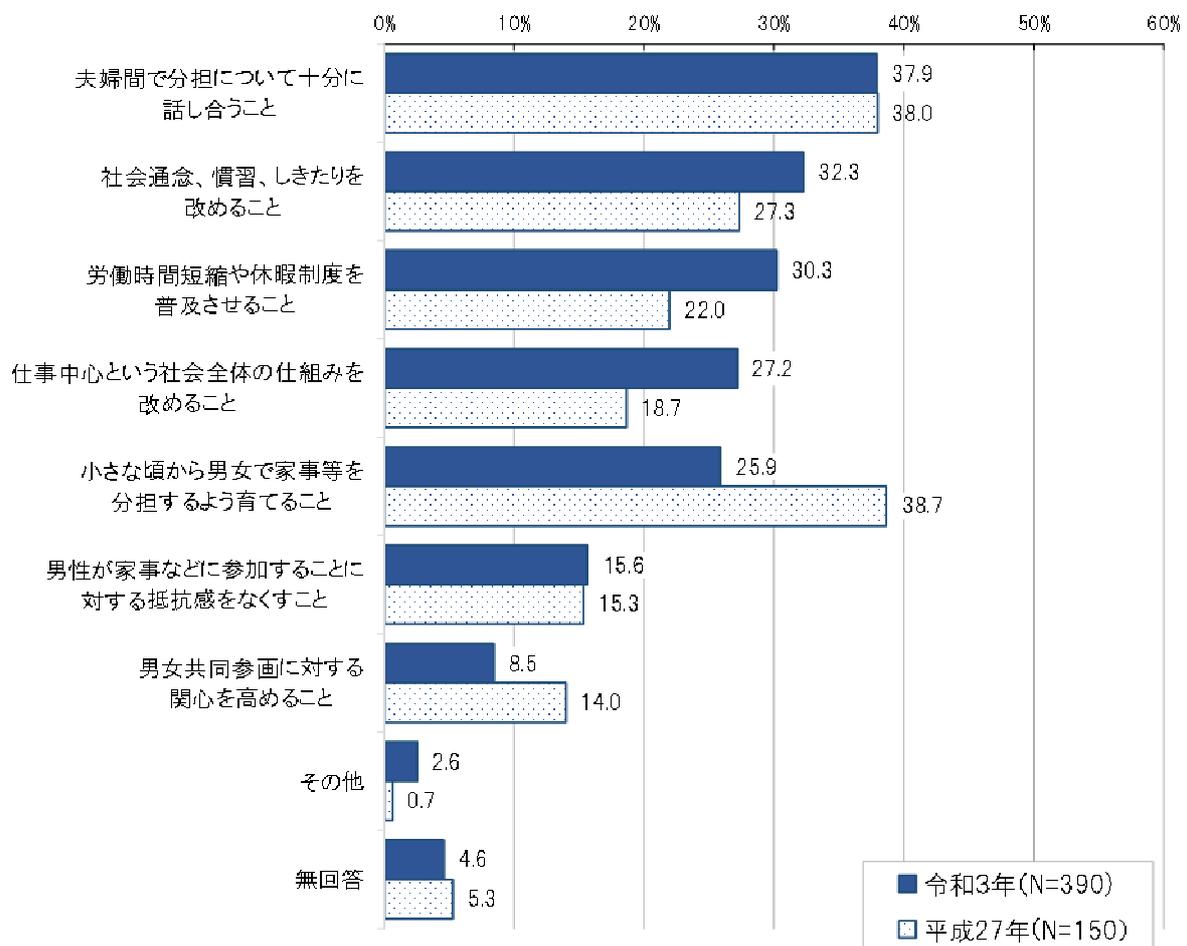


図1-③ 男女が共に子育て・家事に積極的に参加していくためには  
(2つ以内で回答可)



男女それぞれが個人として尊重され、あらゆる分野で性別にとらわれず、能力を發揮できる社会を実現するためには、より効果的な改革を行うことが必要であり、改革を始めるにあたり、現状の社会制度や慣行をしっかりと調査し、それを元に見直し・研究を行うことが必要とされています。

## 【主要施策】

広く男女共同参画に関する情報を収集し、調査・研究することによって、より効果的な施策の実施を目指します。また、得られた情報の提供や調査結果を公表することによって、町民の意識啓発を行います。

No.	事業	概要
1	社会制度や慣行の見直し	昔からのならわしや、しきたりに根強く残る性別による役割分担意識の現状をつかみ、改善方法等について検討します。 ● 久米南町男女共同参画社会推進委員会及び推進本部の定期的開催 ● 男女共同参画基本計画の定期的見直し
2	情報収集・研究等の充実	男女共同参画に関する施策をより効果的に実施するため、広く情報を収集し、それをもとに研究を行っていきます。 ● 各種研修や会議への積極的参加
3	他団体とのネットワークの整備	国・岡山県・県男女共同参画推進センター(ウィズセンター)・他市町村などと情報交換を行い、連携しながら広域的な男女共同参画の推進と内容の充実を図ります。 ● 国や県による研修会等への積極的参加 ● 各種団体の交流推進
4	男性にとっての男女共同参画	男女共同参画社会は男性にとっても暮らしやすい社会であることを理解してもらえよう、男性に対する積極的な働きかけを行います。 ● 男性への男女共同参画啓発の強化 ● 男性の家事・育児参加への啓発
5	性的指向・性自認等に対する偏見や差別の解消	LGBT など性的マイノリティの方が、その人らしさを尊重され、多様性を認め合う社会実現のため、正しい理解を促進します。 ● 広報紙等による継続的な啓発活動の実施

## 【数値目標】

	評価指標	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度
1	『男は仕事、女は家庭』という考え方について、賛成の意思を示す住民の割合	9.0%	7.0%

## 重点目標2:男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

### 【現状と課題】

アンケートで「各分野で男女が平等になっていると感じるか」について調査したところ、多くの分野で男性が優遇されていると感じている人が多く、女性が優遇されていると回答する人は少数でした。それに対し、「平等になっている」と感じている分野は、第1位が「学校」(59.7%)、次いで「地域」(31.3%)、「職場」(30.0%)、「家庭」(29.5%)などの順となっています。(図2-①)

また、「家庭の仕事」は男女のどちらが主に担当すべきだと考えるか」という質問に全ての項目で「同じ程度」が大幅に高くなっており、特に、「子どもなどの世話・教育」(80.3%)、「高齢者などの介護」(77.7%)、「地域活動への参加」(73.8%)が高くなっています。(図2-②)

このことから、学校などの場では男女平等の教育や学習が十分に行われ実態が伴ってきているが、家庭や地域ではまだ十分ではなく、慣習やしきたりにより性別による役割分担意識が根強く残っているものと思われます。

図2-① 各分野で男女が平等になっていると感じるか

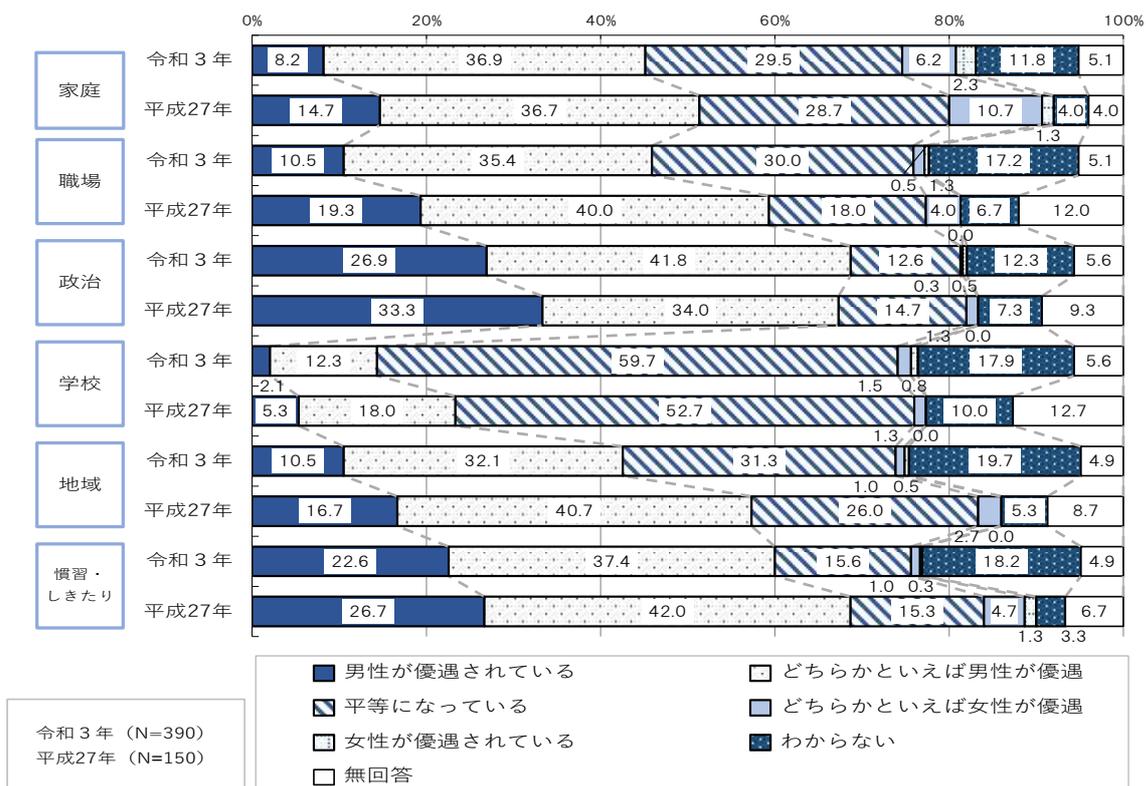
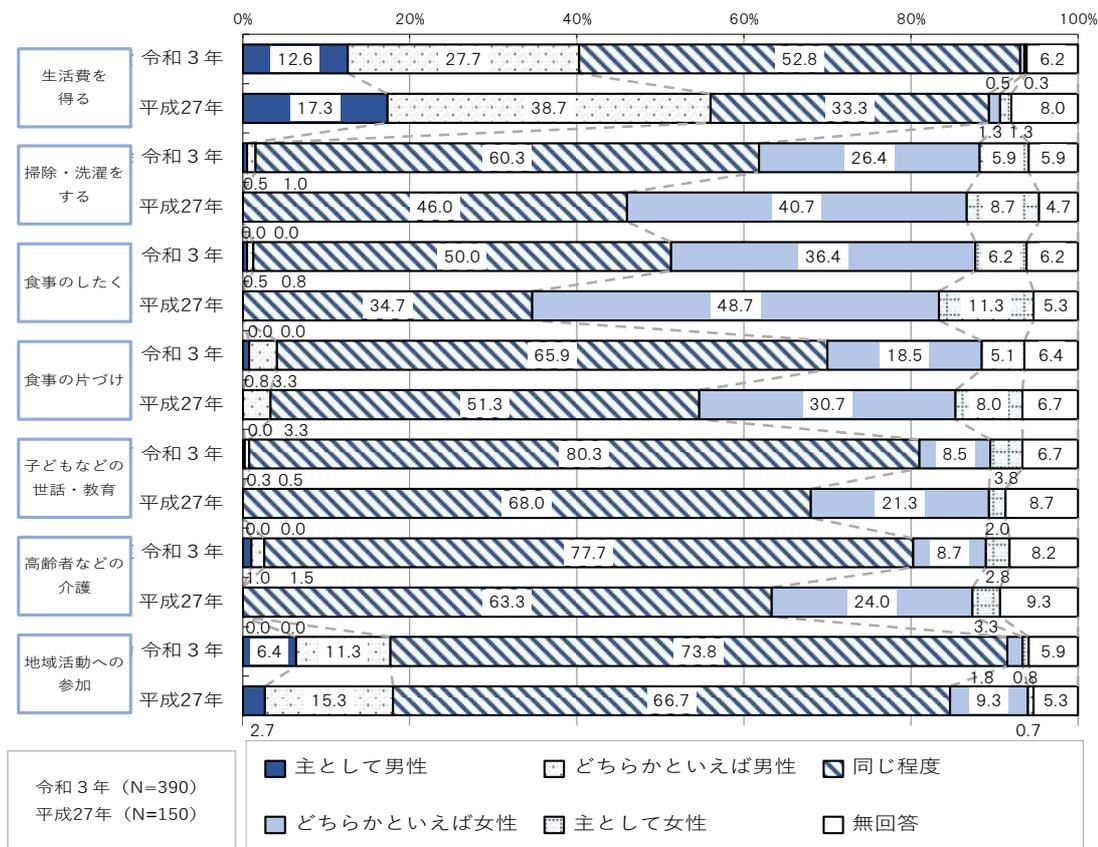


図2-② 「家庭の仕事」は男女どちらが主に担当すべきだと考えるか。



学校で十分な教育が行われていても、家庭や地域に帰ったとき、周りが男性優位な環境ではせっかく身についた意識が無駄になってしまいます。学校教育のみならず、家庭や地域でも定期的に啓発活動や学習機会を提供し、あらゆる世代に多様な教育や学習の充実を図る必要があります。

## 【主要施策】

近年、ライフスタイルや価値観が多様化しており、男女共同参画を進めていくためには、様々な機会を通じて情報や学習機会を提供し、主体的で多様な生き方を選択できる能力を育成することが必要です。家庭や地域、学校における男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実に努めます。

No.	事業	概要
1	家庭における男女共同参画に関する教育・学習の実践	PTAや久米南町ゆずっこクラブなどを対象に男女共同参画に関する講演等を行い、子育て支援の利用や家庭の中での男女共同参画について、理解を深めます。 ● PTAや久米南町ゆずっこクラブ等に対する啓発活動の支援・実施及び子育て支援制度の利用促進
2	学校における男女共同参画に関する教育・学習の実践	小・中学校が実施する事業で、人権教育や男女共同参画の視点を入れた事業展開を図り、教職員および児童、生徒、保護者の教育を推進します。 ● 学校と連携した講座等啓発活動の実施 ● 男女共同参画の視点に立った学校行事の推奨
3	地域における男女共同参画に関する教育・学習の実践	地域内で協力し、男女共同参画や人権問題に関する理解と認識を深めるよう、講演会等を行います。 ● 地域と協力した啓発活動の実施 ● 男女共同参画の視点に立った地域行事の推奨
4	若い世代における男女共同参画に関する教育・学習の実践	将来を担う若い世代が男女共同参画の意識を身につけられるように、学生や若年層を対象にした研修会の開催や啓発活動を行います。 ● 子育て世代への講演等による啓発 ● 若年層を対象とした情報提供
5	協働による男女共同参画に関する啓発活動の実施	地域・学校・行政が連携し、協働で啓発活動を行い、教育・学習機会の充実に図ります。 ● 各種団体への情報提供の実施 ● 各種団体が実施する男女共同参画講座への支援

## 【数値目標】

	評価指標	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度
1	各種団体が実施する男女共同参画講座への支援	0件	1件

## 基本目標Ⅱ

### 男女共同参画社会の実現に取り組む

## 仕組みづくり

【久米南町女性職業生活活躍推進計画】

## 重点目標3:政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

### 【現状と課題】

男女共同参画社会の形成には、男女がさまざまな分野において、共同して企画立案段階から参画することが重要です。しかし、実際には政策や方針決定の過程(議会や審議会、自治会役員)に参加する女性の割合は低く、令和2年の調査(各種審議会委員等での女性比率調べ)によると、国で40.7%、岡山県では34.9%、県内市町村平均で30.6%となっています。久米南町では令和2年4月1日現在で29.1%となっており、国や岡山県の平均を大きく下回り、市町村平均もわずかに下回っており、前回計画による目標の33%まで達していませんでしたが、令和3年4月1日現在では36.2%となり目標値を達成しています。

少子高齢化など人口減少時代を迎え、活力ある社会を実現するためには、男女を問わず、個人がさまざまな可能性を自ら選択でき、能力を最大限に発揮できる環境づくりが求められます。

女性が職業を持つことについては、第1位が「出産や結婚、育児に関係なく職業を持った方がよい」(62.3%)、第2位が「子どもができたら職業をやめ、子どもが大きくなったら、再び職業を持った方がよい」(19.0%)などの順となっています。前回調査と比較すると、「出産や結婚、育児に関係なく職業を持った方がよい」が7.0ポイント増加し、「子どもができたら職業をやめ、子どもが大きくなったら、再び職業を持った方がよい」が13.7ポイントと大きく減少しています。(図3-①)

職場において企画や方針決定の場に女性が少ない傾向にある理由については、第1

位が「仕事と家庭を両立できる社会支援制度が十分でないから」(56.2%)、第2位が「社会通念や風習が強く残っているから」(45.9%)、第3位が「男性優位の組織になっているから」(39.7%)などの順となっています。(図3-②)

職場の地位の性別による差をなくすためには、第1位が「仕事と家庭を両立できる支援制度を拡充すること」(52.3%)、第2位が「育児休暇や介護休暇などが取りやすいよう環境の整備、充実を行う」(40.8%)などの順となっています。(図3-③)

図3-① 一般的に女性が職業を持つことについて

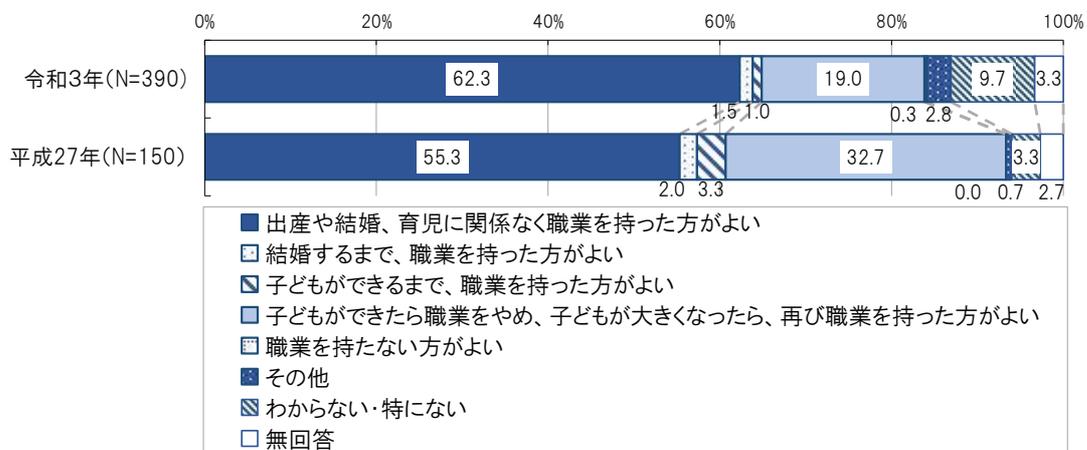
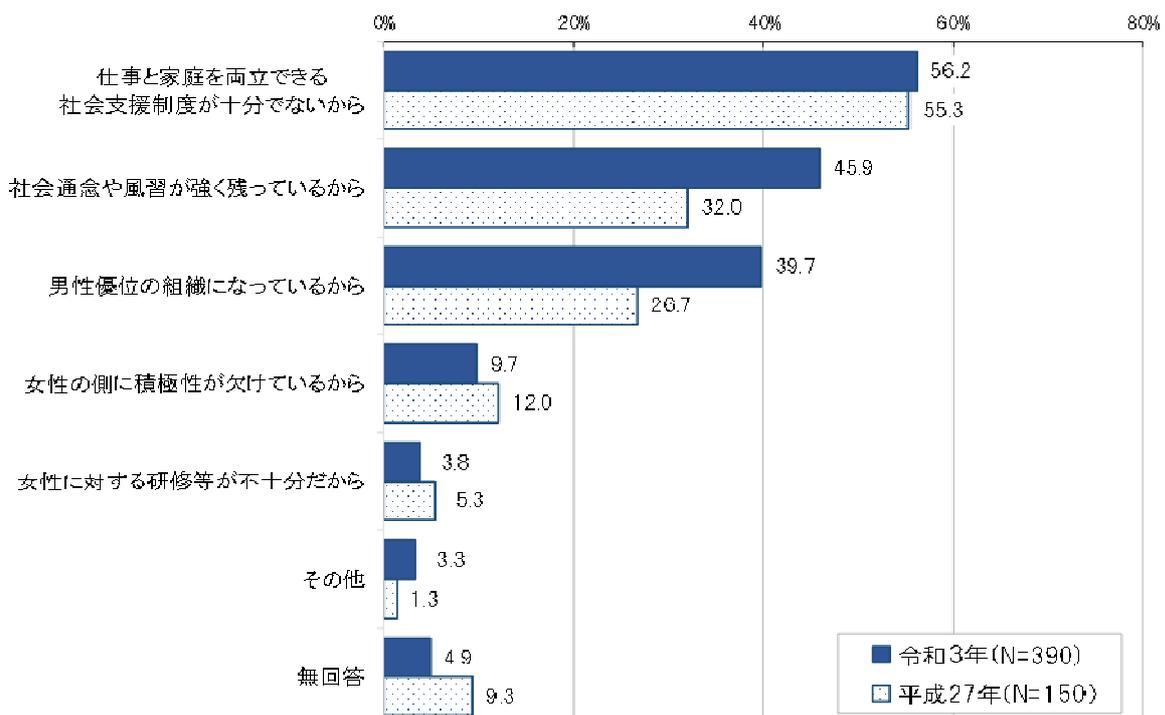
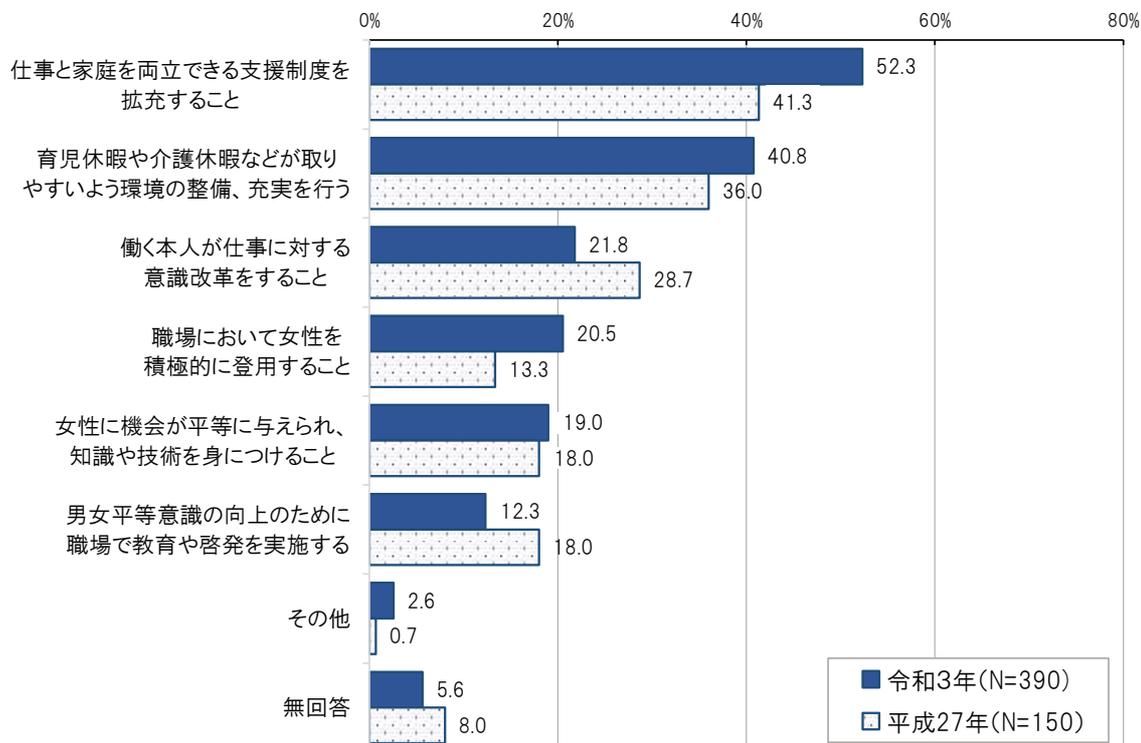


図3-② 政策・方針決定の場に女性が少ない理由は？ (2つ以内で回答可)



### 図3-③ 職場での地位について、性別による差をなくすためには？

(2つ以内で回答)



女性が政策・方針決定の場に参画するためには、男性が子育てや家事ができる環境を整備し、女性に偏りがちな子育てや介護、家事について、家庭で男女が協同することで、女性の職場での地位の向上につながるといえます。社会全体の意識改革と女性の働き続けられる環境づくりや人材育成、新分野への進出などによって、女性リーダーの割合を増やしていく十分な社会制度の整備が必要とされています。

#### 【主要施策】

男女共同参画社会の形成にあたって、政策・方針決定過程への女性の参画は重要な課題です。事業所や地域の団体に対して、政策・方針決定過程に女性の参画を推進するよう働きかけ、中心となる女性の人材育成と参画意識を高めていきます。

あわせて男女が対等な立場で働くことができる職場環境づくりを推進するとともに、自分の能力を生かした再就職や起業ができるよう支援することで、「M字カーブ問題」の解消に努めます。

No.	事業	概要
1	行政分野における女性の参画促進	<p>行政においても男女双方の意見が反映されるよう、各種審議会等への女性委員の登用を推進し、女性委員の割合を38%以上とするよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種委員への女性登用の促進</li> <li>● 女性の登用状況の把握</li> </ul>
2	企業等における男女の均等な機会と待遇の確保と女性の参画推進	<p>企業等においても男女双方の意見が反映されるよう、性別に関わらず個人の意欲と能力に応じた採用が行われ、賃金や労働条件の平等が確保されるよう積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進を働きかけます。また、企画立案や方針決定の場への女性の積極的な参画促進を呼びかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進</li> <li>● 商工会等との連携による啓発活動の実施</li> </ul>
3	女性の参画意識の高揚・人材育成・支援	<p>女性に対して積極的に政策・方針決定過程へ参画するよう啓発を行い、そのための研修や学習の機会を提供し、さまざまな形で支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女共同参画講座の開催及び情報提供</li> <li>● 女性リーダーの活用</li> </ul>
4	女性のチャレンジ支援	<p>女性の再就職や社会参加を支援するため、企業への啓発や各種研修会、情報提供など再チャレンジのための支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● キャリアアップに関する情報の提供</li> <li>● 女性の再就職への支援</li> </ul>

### 【数値目標】

	評価指標	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度
1	各種審議会委員等の女性比率	36.2%	38%

## 重点目標4:仕事・家庭・地域社会における調和の促進

### 【現状と課題】

男女が共にいきいきと充実感の持てる生活を送るためには、一人ひとりがそれぞれの価値観に応じ、仕事・家庭・地域の活動をバランスよく行っていけることが大切です。しかし、実際には仕事中心の生活になり、特に女性の場合、依然として家庭内の仕事を任されている人が多く、男性以上に仕事と生活の両立が難しくなっています。

「家庭の仕事は男女のどちらが主に担当しているか」という質問では、「主として男性」と回答のあった項目は「生活費を得る」(27.4%)と「地域活動への参加」(18.7%)が高くなっています。「主として女性」と回答のあった項目は「掃除・洗濯をする」(49.0%)、「食事のしたくをする」(55.4%)、「食事の片づけをする」(45.9%)が高く、「子どもなどの世話・教育」(24.6%)と「高齢者などの介護」(19.5%)も男性と比べて高くなっています。

また、男女「同じ程度」の項目は、「生活費を得る」(30.0%)、「地域活動への参加」(31.5%)が高くなっており、女性の社会進出が同え、近年では共働き世帯数が増えているにもかかわらず、依然として女性が家事や育児などの責任を担っている場合が多く、女性の負担が大きいのが現状です。(図4-①)

一方で、図2-②「家庭の仕事は男女のどちらが主に担当すべきだと考えるか」という質問に対しては、前述のとおり、すべての項目で同じ程度担当すべきという回答が多く、意識と実態が、かい離していることがわかります。

また、離職・転職について、退職や転職をした理由については、最も多かった回答は「やめたことはない」(31.3%)となっていますが、それ以外の回答では、第1位が「結婚」(21.3%)、次いで「出産・育児」(17.7%)、「労働時間・環境等への不満」(16.2%)、「人間関係」(13.8%)などの順となっています。(図4-②)

図3-③の第1位、第2位の改善が、仕事と家庭のバランスを生み出し、「結婚」、「出産・育児」を理由とした退職や転職をする必要のない環境につながるといえます。

仕事と家庭を両立するために必要な条件整備については、第1位が「残業の減少や休暇を取得しやすい職場環境を整備する」(35.9%)、次いで「病児保育・学童保育などのサービスを拡充する」(29.5%)、「育児や介護のための休暇制度を充実する」(27.4%)、「労働時間の短縮や休日増加の制度を拡充する」(26.9%)、「結婚や出産で退職した人の再雇用制度を充実する」(21.8%)などの順となっています。

現在は、女性が子育てや家事等に関わる場合が多い環境であり、仕事と家庭の両立には、働く時間の調整のしやすい環境を望んでいるといえます。(図4-③)

図4-① 家庭の仕事はどちらが主に担当しているか

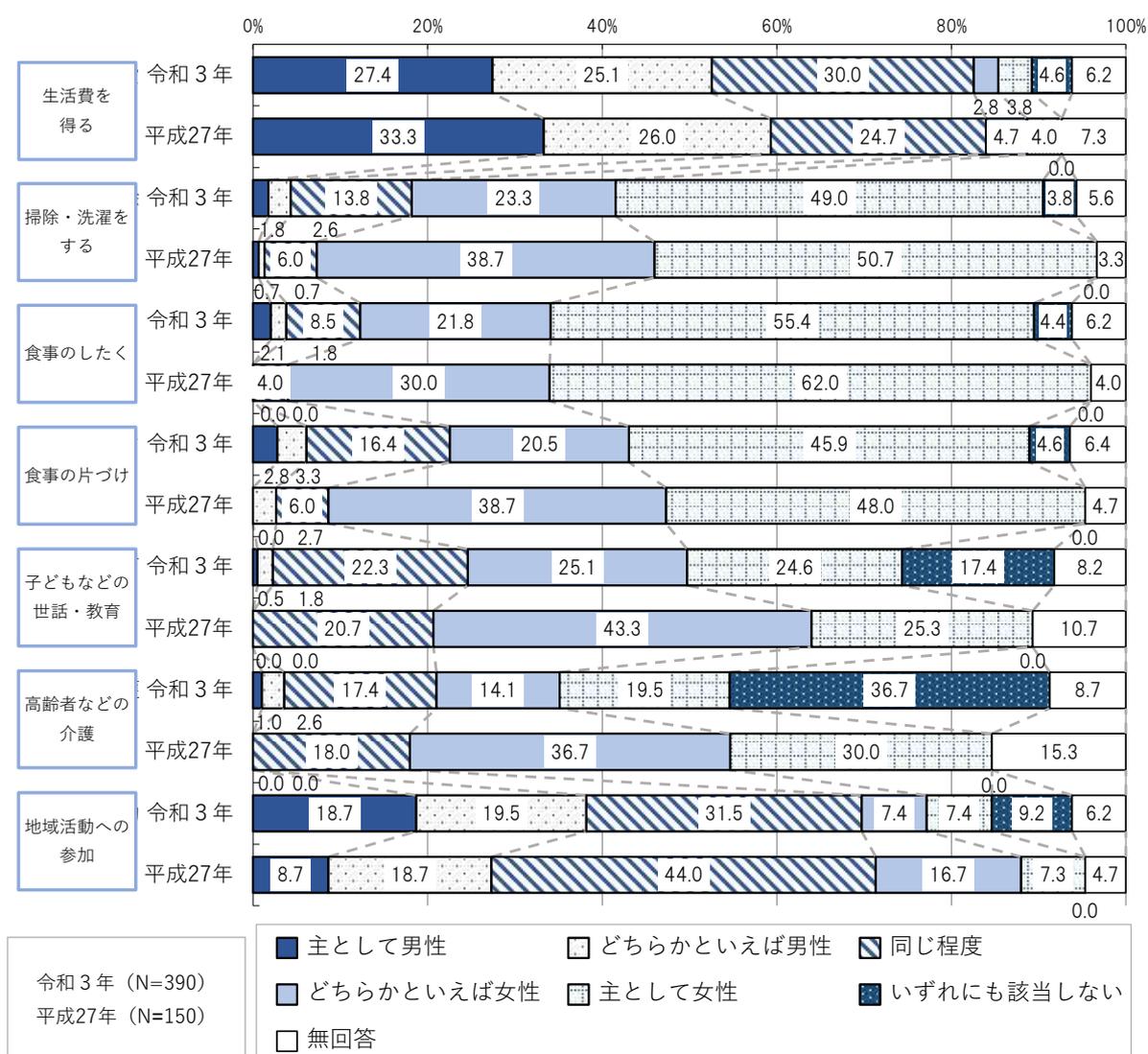


図4-② 退職や転職をした理由は？(複数回答可)

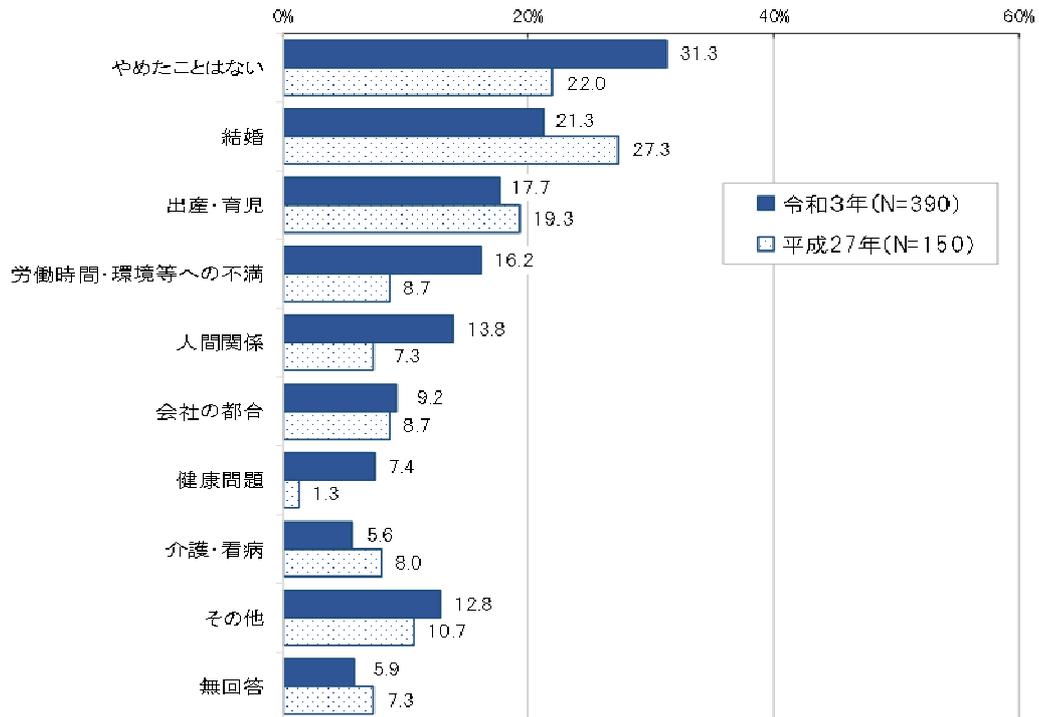
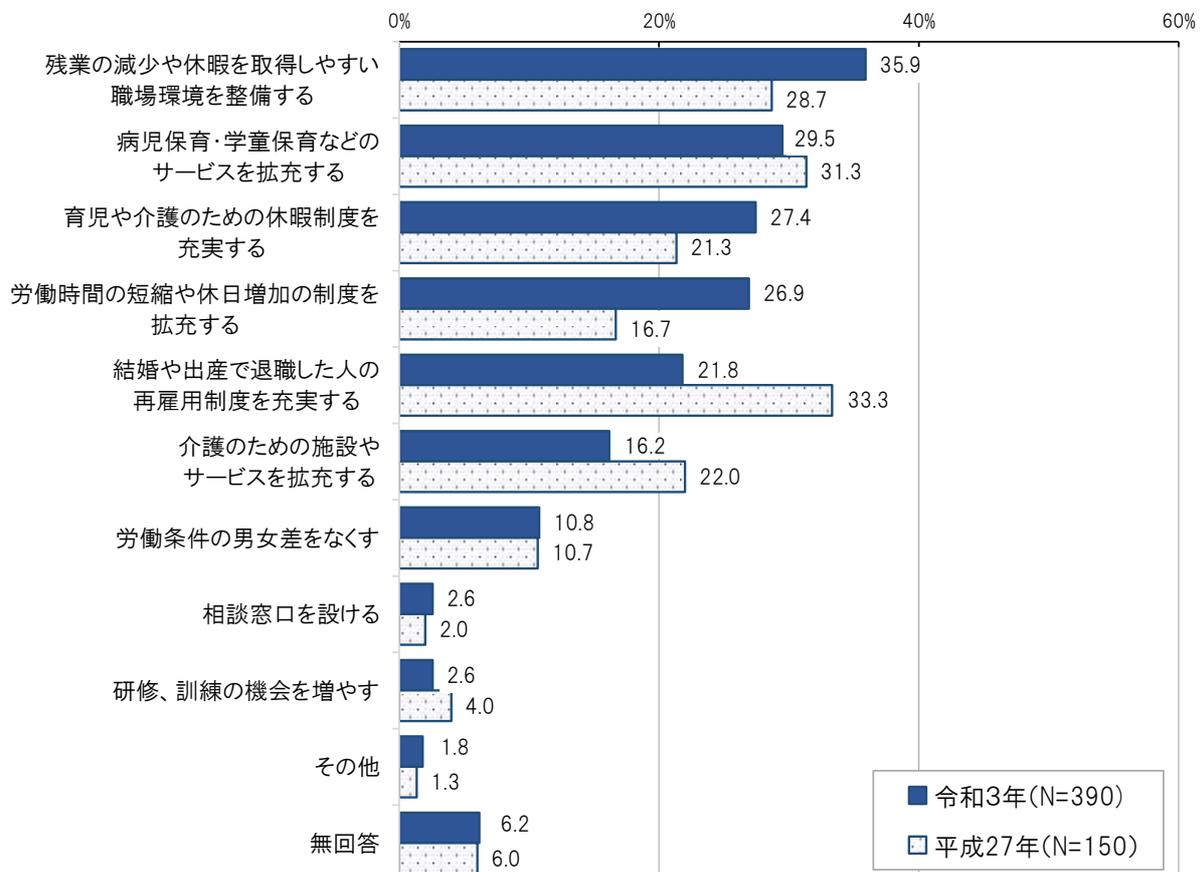


図4-③ 仕事と家庭を両立するためには？(複数回答可)



さまざまな分野・場面で性別にとらわれない活躍の機会をつくるためには、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を学び、「仕事と生活の調和」をめざし、行政・町民・事業者が連携して「性別による固定的な役割分担の解消」や長時間労働を前提とした「働き方の見直し」など、男女がそれぞれの年代に応じて、家庭・職場・地域で十分に能力が発揮できるよう社会全体の意識改革に取り組むことが必要です。

また、男女が生涯を通じて健康で過ごすためには、お互いの性を十分に理解し合い、相手への思いやりをもって生きていくことが重要です。

### 【主要施策】

「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の理解に向けて情報提供を行うと共に、仕事と家庭活動、地域活動等を両立させ、希望する生き方が選択できるよう多様なライフスタイルに応じた支援に努めます。また、女性の負担が大きい育児など家庭での仕事について支援や、介護疲れにより健康を害することのないように、介護・福祉サービスの充実を図ります。また男女共に生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、健康の保持増進に取り組んでいきます。

No.	事業	概要
1	家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進	<p>固定的な役割分担意識を解消するため、家庭生活・地域社会で意識啓発を行い、あらゆる分野で積極的に参加できるように働きかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報紙等による継続的な啓発活動の実施</li> </ul>
2	ワーク・ライフ・バランスの推進	<p>仕事と家庭の両立のため、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発や情報提供を推進し、新たな形での「仕事と生活の調和」を実現します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発</li> <li>● 企業へのワーク・ライフ・バランスの重要性の周知</li> </ul>
3	子育て支援の充実	<p>延長保育や学童保育など働く人のライフスタイルに応じた多様な子育て支援を行い、社会で子どもを育てる環境の構築を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育園機能を活用した子育て支援</li> <li>● 放課後児童クラブ等学童保育の開設</li> </ul>
4	パートナーシップ社会の構築	<p>行政主体ではなく、町民・企業・地域・ボランティア、そして行政等が協力して男女共同参画社会やその他の問題解決に取り組むパートナーシップ社会を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種団体の協力体制の構築</li> </ul>
5	介護・福祉サービスの充実	<p>介護する家族の負担軽減を支援するため、介護サービスのや、多様なニーズに対応した各種福祉サービスの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護・福祉サービスの充実</li> </ul>
6	生涯を通じた健康の保持・増進の支援	<p>健康づくりに関する情報提供や啓発を行うと共に、相談体制を充実します。また、各種健康診断や受診の奨励を行い、生涯を通じた健康づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 愛育委員、栄養委員による活動の推進</li> <li>● 健康診断等の充実</li> <li>● 母子保健事業の充実</li> <li>● 心の健康に対する相談の充実</li> </ul>

### 【数値目標】

	評価指標	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度
1	家庭の仕事はどちらが主に担当していますか？という問いに対し性差による割合に20ポイント以上差のある項目数	7項目中 7項目	7項目中 5項目
2	介護予防・重度化防止対象者の割合	5.4%	6.0%

## 基本目標Ⅲ

### すべての人が安心して暮らせる社会の

# 環境づくり

【久米南町DV防止基本計画】

## 重点目標5:男女間におけるあらゆる暴力の根絶

### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、性別や年齢に関わらず、一人一人の人権が尊重され、すべての人が安心して暮らせる環境が必要ですが、実際にはそれらを脅かす問題が多くあります。

「セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)」や「ドメスティック・バイオレンス(DV)」など、男女に関わらず、暴力行為は被害者の人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。

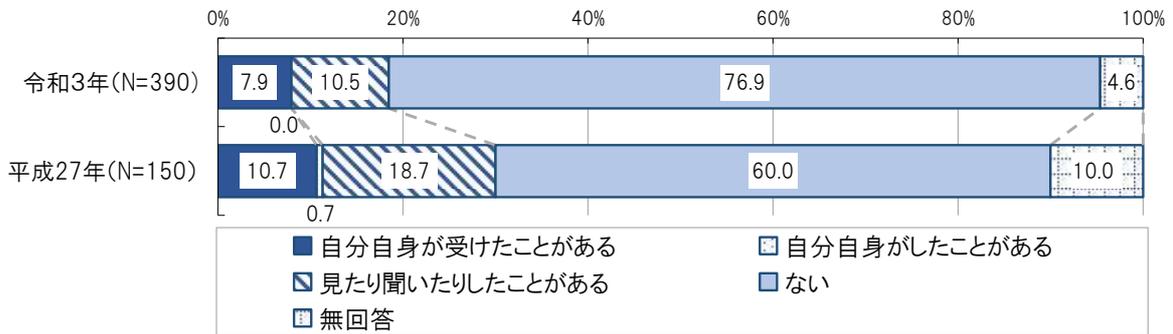
アンケートによると身近なところのセクシュアル・ハラスメントは、第1位が「ない」(76.9%)となっており、「自分自身が受けたことがある」(7.9%)と「見たり聞いたりしたことがある」(10.5%)をあわせて18.4%となり、前回調査と比較し「ない」が16.9ポイント増加し、「見たり聞いたりしたことがある」が8.2ポイント減少しているものの、少なからずセクシュアル・ハラスメントは発生している状況です。(図5-①)

また、身近なところのドメスティック・バイオレンスは、第1位が同じく「ない」(76.9%)となっています。しかし「自分自身が受けたことがある」(5.4%)と「見たり聞いたりしたことがある」(12.1%)をあわせて17.5%となり、前回調査と比較して、「ない」が12.2ポイント増加し、「見たり聞いたりしたことがある」が5.2ポイント減少しているものの、セクシュアル・ハラスメント同様、少なからずドメスティック・バイオレンスも発生している状況です。(図5-②)

また、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスに関する相談については、第1位が「家族や親戚」(27.3%)、次いで「知人や友人」(22.7%)となっており、「誰にも相談しなかった」についても22.7%となる一方、警察など公的機関への相談は5%以下となっています。(図5-③)

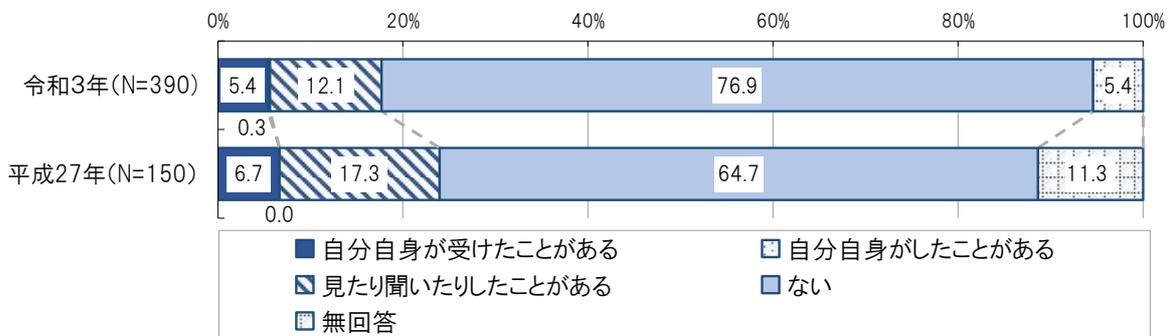
### 図5-① 身近にセクシュアル・ハラスメントはありますか？

(複数回答可)

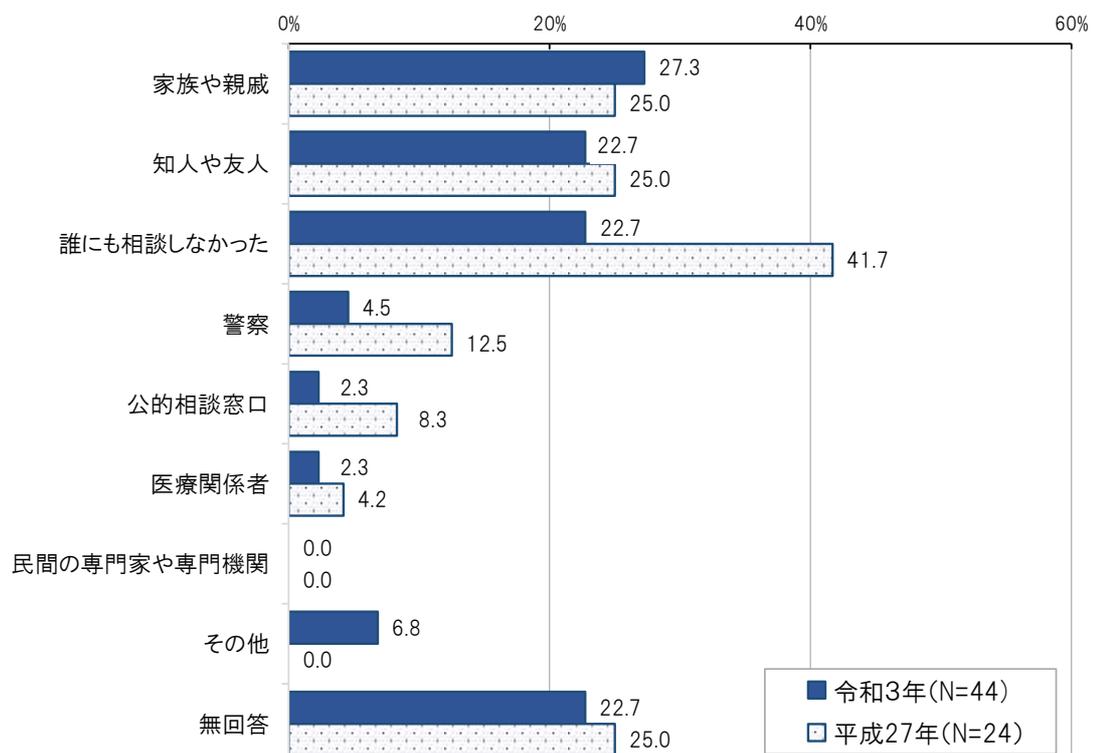


### 図5-② 身近にドメスティック・バイオレンス(DV) がありますか？

(複数回答可)



### 図5-③ 被害にあった方は誰かに相談しましたか？



## 【主要施策】

男女がお互いの人権を尊重し合い、安全・安心な日常生活ができる環境を整えるため、男女共同参画社会の実現を阻害する暴力の防止と被害者支援を行うための相談体制の充実等を図ります。

No.	事業	概要
1	男女間におけるあらゆる暴力を根絶するための環境づくり	関係機関と連携し、セクハラなど各種ハラスメントやDVの防止に向けての意識啓発を図り、人権を阻害するあらゆる暴力を根絶します。 ● 広報紙による現状の周知
2	被害者等に対する支援・救済体制の確立	セクハラなど各種ハラスメントやDVによる被害の早期発見・未然防止のため、相談体制の整備・充実を図ると共に、関係機関と連携した被害者の保護・自立支援体制を整えます。 ● 女性相談所等との連携の強化 ● 相談・支援・救済体制の強化
3	相談窓口の設置	相談窓口を設置し、DVなどの問題について相談し、総合的に支援できる体制を整備します。 ● 相談窓口の開設 ● 相談窓口の周知

## 【数値目標】

	評価指標	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度
1	身近にセクシュアル・ハラスメントはありますか？という問いに対し「ない」と回答する割合	76.9%	85%
2	身近にドメスティック・バイオレンス(DV)はありますか？という問いに対し「ない」と回答する割合	76.9%	85%

## 第5章 推進体制

この計画は社会のあらゆる分野における男女共同参画を社会・経済情勢の変化や地域の特性を踏まえて、総合的かつ計画的に実施するもので、多方面にわたる施策が含まれます。

これらの施策を他の施策と矛盾が生じないように調整し、より効果的に進めるためには、町内の推進体制はもとより、町民・事業者等が連携しながら、それぞれの立場で主体的な取り組みを積極的に進めていくことが重要です。

### 1 庁舎内の推進体制

町職員の男女共同参画に対する意識向上と施策や事業で男女共同参画社会づくりの推進を図るため、久米南町男女共同参画社会推進本部(町長を本部長)を設置し、担当課だけでなく、全庁で取り組み、町のあらゆる施策が男女共同参画の視点により実施されるよう推進します。また、作業部会を設置し、町民の意識調査等を行い、民意を反映した施策の推進に努めます。

### 2 町民・事業者等との連携

この計画の推進にあたっては、町民・事業者・地域及び行政が一体となって取り組むことができるよう、連携を強化し、計画内容の周知、各種情報の提供、ネットワークづくりの支援に努めるとともに、町民・事業者・地域等の主体的な取り組みを推進します。

また、町長の諮問機関として、各団体の代表者、有識者により久米南町男女共同参画社会推進委員会を組織し、計画の内容及び施策について審議します。

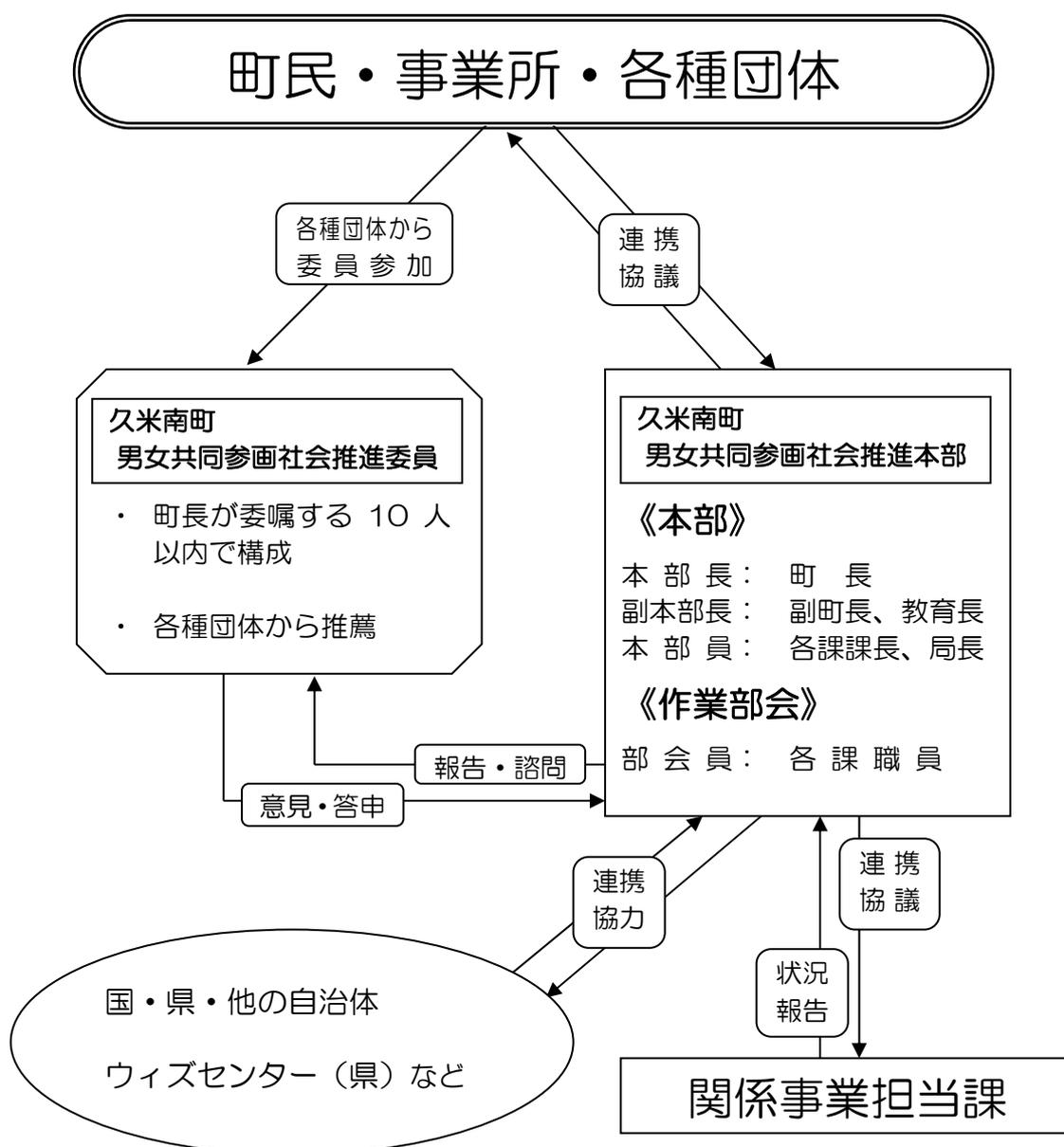
### 3 久米南町男女共同参画社会推進条例の浸透

久米南町男女共同参画社会推進条例の理念が浸透するよう、広報・啓発に努めます。

### 4 関係機関との連携

男女共同参画の施策は、広範囲かつ多岐にわたるなど町単独で実施できないため、国や県、関係機関との連携に努め、情報の共有化や事業協力を図り、効果的に施策を推進します。

### 5 推進体制の概要図



## 第6章

# 参 考 资 料



# 1 用語解説

ア～オ

## NPO

Non-Profit Organization の略称。広義には行政・企業とは別に社会貢献活動や慈善活動を行う民間の「非営利団体」をいいます。狭義には 1998 年(平成 10 年)3 月に施行された特定非営利活動促進法により法人格を得た団体(NPO 法人)のことを指します。

## M字カーブ問題

日本女性の年齢階級別の労働力率を折れ線グラフで表すとアルファベットの「M」の文字になっていることから名付けられたもの。要因は女性が結婚、出産、子育ての期間に一時的に働かなくなることで、結婚、出産、子育ての期間においても就業希望はあるものの、実際は就業できない女性が多いという現実が現れています。

## エンパワーメント

力をつけること。自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること(第 4 回世界女性会議では、「女性のエンパワーメント」がキーワードとなりました)。

カ～コ

## 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

## 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1 人の女性が一生の間に産む平均こども数を表します。

## 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などは固定的な考え方により、男性、女性の役割を決めている例です。

## サ～ソ

### 女性のチャレンジ支援

国では「女性のチャレンジ支援策」を 2003 年(平成 15 年)から進め、「男女共同参画基本計画(第 2 次)」の重要な柱の一つとして位置づけています。

〈1〉政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上」へのチャレンジ、〈2〉起業家、研究者・技術者など従来女性の少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ、〈3〉子育てや介護などでいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」の 3 つに分けられ、これらを総合的に支援しながら、仕事と子育ての両立支援を充実していく重要性が指摘されています。

### セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)

相手の意に反した攻撃的で屈辱的な性的言動や勧誘により、一定の不利益を与えたり、環境を悪化させたりすることをいいます。それらは雇用関係者間のみならず、施設における職員とその利用者や団体における構成員間など、職場・学校・地域活動等、様々な生活の場で起こり得るものです。その言動が職場で行われた場合、当該女性労働者が労働条件につき不利益を受ける対価型セクシュアル・ハラスメントや、当該女性労働者の就業環境が害される環境型セクシュアル・ハラスメントの被害をうけることとなります。

### 積極的改善措置

「積極的改善措置」(ポジティブ・アクション)とは、様々な分野において、固定的な性別役割分担意識や過去の経緯から、男女の間に事実上生じている差(女性の役職者がいないなど)の解消を目指して、個々の事業者・企業が自主的・積極的に進める取り組みのことであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会など委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進などが実施されています。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

## タ～ト

### 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999 年(平成 11 年)6 月 23 日法律第 78 号として公布、施行されました。

### 男女雇用機会均等法(「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保などに関する法律」)

女性差別撤廃条約を批准するための国内法整備の一環として 1985 年(昭和 60 年)交付され、翌年施行。その後、1997 年(平成 9 年)に改正法が公布され、1999

年(平成 11 年)に施行されました。この法律では、募集・採用、配置・昇進について女性に対して男性と均等な機会を与えること、及び教育訓練・福利厚生、定年、退職、解雇について女性であることを理由として差別的扱いをすることを禁止しています。また、ポジティブ・アクションやセクシュアル・ハラスメントに関する規定なども設けられています。2007 年(平成 19 年)4 月からは、新たに間接差別禁止などの規定が加わり、より幅広く強固な雇用機会の平等を促す「改正男女雇用機会均等法」が施行されました。

## ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者や恋人などの親密な関係にある者又はあった者から、殴る・蹴るなどの身体的暴力、性的な行為を強要するなどの性的暴力はもとより、ののしる・おどす・無視をするなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力を受けることなどを含みます。

### ハ～ホ

## 配偶者からの暴力

配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(精神的暴力や性的暴力など)をいいます。「配偶者」には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みますが、恋人や交際相手は含みません。ただし、配偶者からの暴力を受けた後に離婚し、元配偶者から引き続き受ける暴力については、「配偶者からの暴力」に含みます。

### マ～モ

## メディア・リテラシー

メディア(新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画、インターネットなど)から発信される情報をそのまま受けとるのではなく、主体的、批判的に読み解いて活用する能力。またメディアを活用し自分の考えを表現する能力。

### ラ～ン

## リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994 年(平成 6 年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

## ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりが「やりがいなどをもちながら、仕事上の責任を果たす。」という考え方で、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の構築をめざすことです。仕事と生活の調和。働く女性や共働き世帯など、働き手のライフスタイルの変化とともに、企業経営上の課題としても、近年注目されるようになっていきます。

## 2 関係法令等

### ○久米南町男女共同参画社会推進条例

(目的)

第1条 男女共同参画社会を推進するため基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を計画的に推進し、男女の人権が尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。
- (4) セクシャル・ハラスメント 職場などで、相手方の意に反する性的言動によって相手方に不快感又は苦痛を与える行為をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間における身体的、精神的、性的、経済的又は社会的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次の基本理念に基づいて行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けなく、男女が社会のあらゆる分野においてそれぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保され、その他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担などに基づく社会制度及び慣行が、男女の社会における活動の選択に対して、影響を及ぼすことのないようにされること。
- (3) 男女が社会の構成員として、対等に社会のあらゆる分野の様々な施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活における活動と職業その他の社会のあらゆる分野における活動と両立することができること。
- (5) 男女がお互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、対等な関係のもと、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) セクシャル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスが個人の尊厳を侵すという人権侵害であることを認識し、その根絶を目指すこと。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 町は、推進施策を実施するに当たり、町民及び事業者(以下「町民等」という。)並びに国及び岡山県と相互に連携と協力を図るよう努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、職場、学校地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会を確保するよう努めるとともに、男女が職場における活動と家庭における活動その他の活動とを両立して行うことができるよう、職場環境を整備すること等により、その事業活動において、男女が共同して参画することができる体制を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する推進施策に積極的改善措置を行うよう努めなければならない。

(教育に携わる者の役割)

第7条 学校教育その他の教育に携わる者は、男女共同参画社会の実現に果たす教育の重要性に鑑み、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第8条 町は、推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき推進施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、推進施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、基本計画を策定するに当たっては、町民等の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。この場合においては、第13条に規定する久米南町男女共同参画社会推進委員会の意見をあらかじめ聴くものとする。
- 4 町長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査及び研究)

第9条 町は、推進施策を策定し、及び実施するための必要な調査及び研究を行うものとする。

(広報啓発)

第10条 町は、男女共同参画に対する理解と関心を深めるために必要な広報及び啓発活動に努めるものとする。

(相談及び苦情の対応)

第 11 条 町民等は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因によって、権利が侵害された場合の相談又は町の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる推進施策についての苦情を、町長に申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による申出があったときは、関係機関と連携して適切に対応するように努めるものとする。  
(推進体制の整備)

第 12 条 町は、町民等、国及び県と連携しながら、推進施策を積極的に推進するため、町長を長とする推進体制を整備するものとする。  
(男女共同参画社会推進委員会)

第 13 条 町長は、推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、久米南町男女共同参画社会推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は 10 名で組織し、委員は町長が委嘱する。

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事務)

第 14 条 委員会は、町が行う推進施策を支援し、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

(1) 男女共同参画社会に対する住民の意向調査

(2) 男女共同参画社会実現のための諸施策

(3) 男女共同参画社会推進のための啓発活動

(4) その他男女共同参画社会づくりに必要な事項

(会長及び副会長)

第 15 条 委員会に会長及び副会長を各 1 名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 16 条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、在任委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ有識者等から意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第 17 条 委員が、会長の招集に応じて会議に出席したとき又は職務のために旅行したときは、非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 43 年久米南町条例第 4 号)の規定に基づき、報酬及び費用弁償を支給する。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例による委員会の最初の会議は、第 16 条の規定にかかわらず、町長が招集する。

(非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 43 年久米南町条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

# ○久米南町男女共同参画社会推進本部設置要綱

---

(目的)

第1条 男女共同参画社会の実現を図るため、総合的かつ計画的な推進をするため、久米南町男女共同参画社会推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会を推進するための基本的な計画の策定に関する事。
- (2) 男女共同参画社会の推進に係る施策の総合調整に関する事。
- (3) その他前条の目的達成のために必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、町長とする。

3 副本部長は、副町長及び教育長とする。

4 本部員は、会計管理者及び各課(局)長とする。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(推進本部会議)

第5条 推進本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 推進本部会議において必要と認められたときは、本部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(担当部会)

第6条 第2条の所掌事務に関する具体的事項について調査及び検討するため、推進本部に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、本部長が必要と認められる場合に、指名する者をもって構成する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

# 〇男女共同参画社会基本法

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されていることを旨として、行われなければならない。

### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### (国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### (国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

### (法律上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置を講じなければならない。

### (年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにして文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。  
(都道府県男女共同参画計画等)
- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、地帯なく、これを公表しなければならない。  
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。  
(国民の理解を深めるための措置)
- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。  
(苦情の処理等)
- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画計画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。  
(調査研究)
- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。  
(国際的協調のための措置)
- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。  
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の内から、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女いずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政府への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(以下省略)

# ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- (婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的<sup>しゆう</sup>羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。  
(管轄裁判所)
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
(保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。  
(迅速な裁判)
- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。  
(保護命令事件の審理の方法)
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

### 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を行い、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八條の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八條の二に規定する関係を解消した場合

### 第六章 罰則

第二十九條 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八條の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八條の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(以下省略)

# 〇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
  - 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
  - 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
  - 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
  - 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
  - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### 一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(以下省略)

第3次くめなん男女共同参画社会推進プラン

発行年月 令和4年3月

編集・発行 久米南町総務企画課

〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削 502-1

TEL(086)728-2111 FAX(086)728-2749

e-mail : [soumukikaku@town.kumenan.lg.jp](mailto:soumukikaku@town.kumenan.lg.jp)